

都市計画法第53条第1項の規定による建築の許可及び同法第65条 第1項の規定による建築等の制限に関する許可に係る手続要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第53条第1項の規定による建築の許可及び法第65条第1項の規定による建築等の制限に関する許可に係る手続等について必要な事項を定める。

(許可の申請)

第2条 この要綱に定める申請書の提出先及び宛先は須賀川市長とし、申請地が複数の市町村にまたがる場合は、当該地を管轄する市町村長と別に協議し決定する。

2 申請書の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

3 法第53条第1項の規定による建築の許可の申請をしようとする者は、許可申請書（第1号様式）に、法第65条第1項の規定による建築等の制限に関する許可の申請をしようとする者は、許可申請書（第2号様式）に、それぞれ別表に掲げる関係図書を添付して提出しなければならない。

(審 査)

第3条 市長は、法第53条第1項の規定による建築の許可申請を受理したときは、当該申請に係る行為が法第54条第1項各号に定める規定に適合していると認めるときは遅滞なく許可し、適合しないと認めるときは、遅滞なく不許可としなければならない。

2 市長は、法第65条第1項の規定による建築等の制限に関する許可申請を受理したときは、同条第2項の規定に従い施行者の意見を聞いた上で、許可すべきと認めるときは遅滞なく許可し、許可すべきでないとき認めるときは遅滞なく不許可としなければならない。

(処分の通知)

第4条 市長は、前条第1項の規定による処分をしたときは、指令書（第3号様式）に必要な事項を記載して当該申請者へ通知しなければならない。

2 市長は、前条第2項の規定による処分をしたときは、指令書（第4号様式）に必要な事項を記載して当該申請者へ通知しなければならない。

3 市長は、前2項の指令書の内容が不許可処分である場合は、許可できない理由を付さなければならない。

(標準処理期間)

第5条 法第53条第1項の規定による建築の許可申請書の受理から許可等までの日数は、10日間を標準とする。

- 2 法第65条第1項の規定による建築等の制限に関する許可申請書の受理から許可等までの日数は、15日間を標準とする。
- 3 標準処理期間は申請書が到達した日の翌日から、許可処分等の文書を申請者に交付若しくは発送した日までの日数とする。
- 4 標準処理期間には、申請の補正等に要する日数及び須賀川市の休日を定める条例（平成元年須賀川市条例第17号）に規定する市の休日を含まない。

附 則

この要綱は、平成26年2月18日から施行する。

別 表（第2条関係）

都市計画法施行規則第39条第2項の規定による図書

- 1 敷地内における建築物の位置を表示する図面で縮尺500分の1以上のもの
- 2 2面以上の建築物の断面図で縮尺200分の1以上のもの
- 3 その他参考となるべき事項を記載した図書
 - (1) 位置図（縮尺=1/10,000程度）
 - (2) 区域図（縮尺=1/2,500）
 - (3) 平面図（縮尺=1/200以上）
 - (4) 立面図（縮尺=1/200以上）
 - (5) その他、市長が必要と認めた事項を記載した図書

(注)

- 1 位置図及び区域図は都市計画図を使用すること。また、各図面に計画線又は事業区域を朱線により明示すること。
- 2 法第65条第1項の規定による建築等の制限に関する許可申請のうち、建築物の建築その他工作物の建設以外の場合は、1及び2の図面を除く。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

須賀川市長

住 所
申請者
氏 名 印

許 可 申 請 書

都市計画法第53条第1項の許可を受けたいので、下記により申請します。

記

- 1 建築物の敷地の所在及び地番
- 2 建築物の構造
- 3 新築、増築、改築又は移転の別
- 4 敷地面積、建築面積及び延べ面積

(備 考)

- 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 申請者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

第2号様式（第2条関係）

年 月 日

須賀川市長

住 所
申請者
氏 名 印

許 可 申 請 書

都市計画法第65条第1項の許可を受けたいので、下記により申請します。

記

- 1 建築等の制限を受ける敷地の所在及び地番
- 2 土地の形質の変更、建築物の建築その他工作物の建設、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積の別
- 3 建築物の建築その他工作物の建設の場合、新築、増築、改築又は移転の別
- 4 敷地面積、建築面積及び延べ面積又は築造面積

(備 考)

- 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 申請者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。